

平成26年(ワ)第3241号 損害賠償請求事件

原 告 鶴田明日香

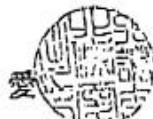
被 告 社会福祉法人 S

第 7 準 備 書 面

平成28年7月11日

名古屋地方裁判所民事第4部イC係 御中

上記被告訴訟代理人弁護士（担当） 北 條



被告は、下記のとおり原告準備書面（6）（8）に対する認否・主張を行う。

記

第1 原告準備書面（6）に対する認否・主張

1 同第1「故鶴田早亭との契約の内容」について

(1) 同1「契約の目的及び被告の契約上の義務」について

ア 同(1)「契約の目的」について

(ア) 同アは認める。

(イ) 同イのうち、平成19年3月1日に利用者を亡早亭とする施設サービス利用契約が締結されたこと、同第1条の条項の引用部分は認める。

「つまり」以降について、同条の文言上「利用者が可能な限りその地域における生活に移行できることを念頭に置き」とされていることは認める。

(ウ) 同ウについて、平成19年3月1日に締結された契約と平成23年10月1日に締結された契約とで、第1条の文言が異なることは認め

(エ) 同エについて、障害者自立支援法の存在およびその内容は認める。

イ 同(2)「契約上の義務」について

第1段落について、引用されている契約条項の存在は認める。

第2段落について、重要事項説明書(乙7号証13頁以下)の5項(3)の条項の内容、施設サービス利用契約書(乙7号証9頁以下)の第2条3項に「障害程度に応じ」との文言があること、同第5条の内容は認め。もっとも、同第5条は、(相談及び援助)との表題のもと、「事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境などの的確な把握に勤め、利用者、保護者及び代理人等の相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行います。」との条項になっており、同条の目的は利用者、保護者及び代理人等への対応であることは付言する。

(2) 同2「被告が亡早亨に対して負うべき契約上の義務」について、安全配慮義務の存在、契約の内容自体は認める。

2 同第2「福祉施設における安全保護義務」について

(1) 同1「厚生労働省の危機管理指針」について

ア 同(1)前文、アの意見は争う。

イ 同(1)イの前文は認める。

同(ア)について、「福祉サービスにおける危機管理に関する取組指針の「はじめに」の項に原告が引用する記載があることは認める。

同(イ)について、指針の中に原告が引用する記載があることは認める。

同(ウ)について、指針の中に原告が引用する記載があることは認め、末尾の原告の意見は争う。

(2) 同2「指針におけるその他の対応」について

指針の中に原告が引用する趣旨の記載があることは認める。

3 同第3「亡早亨に対する適切なサービスとは」について

(1) 同1について、被告が亡早亨に対し、その障害の程度に応じたサービス

を提供すべきであったこと自体は認める。

(2) 同2「知的障害」は認める。

(3) 同3「自閉症」について

第1段落の知見は不知。ただし積極的に争う趣旨ではない。

第2段落について、乙7号証の14（乙7号証58頁）は「施設利用者緊急連絡先」であり、医師の診断書ではない。乙7号証の16（同63頁）が「健康診断書」であるが、「行動障害」についての記載は見受けられない。なお。亡早亨に問題行動があったことは認めるが、当時、亡早亨が医師の診断または公的な資料において「行動障害」ないし「強度行動障害」とされていたことは知らないし争う。

第3段落は不知。

(4) 同4「本件契約におけるサービス提供者としての義務」について

第1段落について、「行動障害の予防」までが本件契約上の義務となっていたことは争う。

第2段落の第1文の知見は不知。ただし積極的に争う趣旨ではない。第2ないし第3文について、原告が主張するレベルの対応が施設に求められることは争う。第4ないし第5文は不知。第6文は否認ないし争う。第7文は争う。

第3段落は認否の限りでない。

第2 原告準備書面（8）に対する認否・主張

1 同第1「強度行動障害支援の標準化された対処方法」について

(1) 同1「厚生労働省の強度行動障害支援者養成研修」について

ア 同(1)について、甲23号証の3枚目に原告主張の記載があることは認める。

イ 同(2)の第1段落は認める。

第2段落について、強度行動障害支援者養成研修（基礎講座）受講者

用テキストに原告主張の記載があることは認める。

ウ 同(3)は不知。

エ 同(4)は不知。

オ 同(5)について、甲24号証86~88頁に原告主張の記載があることは認める。

カ 同(6)は不知。

キ 同(7)について、被告の施設において、強度行動障害支援者養成研修の存在を知っていたことは認め、原告主張の方法が実施されていなければならなかったこと、被告の施設において同方法が実施されていなかつたことは争う。

2 同第2「被告の個人記録（乙第7の14～）からわかる被告の本人の特性についての把握」について

ア 同(1)について、平成17年1月24日に、亡早亨が被告の施設に入所するための面接が行われたこと、同面接の記録（乙8号証の3頁）に、被告の施設への入所を希望している旨、まずはショートステイで慣れていくことを希望している旨、「了解、マンツーでの対応になりますね」と記載されていることは認める。

もっとも、まずはショートステイで慣れるという対応は、被告から希望したものである。亡早亨に限らず、入所の際にはまずはショートステイを利用してもらい、施設で受け入れ可能か否かを判断したうえで入所を決定するという対応を行っている。

また、「マンツーでの対応になりますね」との文言は、面接を行った職員から報告を受けた施設長がコメントとして記載したものであるが、亡早亨はマンツーマンでの対応が必要となるような入所者であるとの認識を示したものにすぎず、施設として必ずマンツーマンで対応することを前提として受け入れを決定したわけではない。

イ 同(2)について、亡早亭が平成14年に被告の施設でショートステイを利用していること、乙7号証の59頁に無断外出について原告主張の記載があることは認める。

なお、平成17年1月24日に、入所希望で面接に訪れた際の記録には無断外出についての記載はない（乙8号証の3頁）。

ウ 同(3)の第1文について、平成21年10月8日に保護者面談が行われ第4回支援計画のための保護者の意向を聞いたことは認め、同面談記録に原告が主張する SY 支援員の発言、母親の発言が記載されていることは認めるが、同引用部分の趣旨、母親の発言に対する返答がないことは否認する。

第1文について、原告の引用は恣意的であり不適切である。 SY 支援員は「頻繁にお漏らしをします。1日7回ほどです。何が原因かはわからないですが。季節の変わり目っていうのもあると思いますが。自宅ではお漏らしはしますか？」と、自宅での尿失禁の有無について尋ねており、これに対し母親が「あります。ちょろちょろと。少し濡れるとすぐにパンツを脱いでしまいます。本人がイライラしてしまうんだと思います。何かイライラとしてそのような行為をするんだと思います。靴下もすぐに脱いでしまいます。脱いで手に持っています。冷えてしまうので心配。この前、公園で服を脱いで破いてしまった。お腹も冷える。胃腸が弱いので心配。服を破くときは怒っているときなので止めないです。止めると余計に怒るので。イライラしているとそういうことをやる。原因はないと思います。先ほど言われた季節の変わり目が影響していると思います。」と、自宅での尿失禁があるとの返答に引き続き、尿失禁でパンツを脱いでしまうこと、脱いでしまう原因としては本人がイライラしてしまうからということを述べ、母親が自宅での行動について述べている文脈であり（乙7の137頁）、施設での尿失禁の原因が亡早亭のイライラにあったかのような引用は不適

切である。さらに、母親のこの説明にかかる記載の次に SY 支援員の「以前は服を破る行為、便失禁が多かったですが、帰省を控えていただいたおかげで大分、少なくなっています。」と、服を破る行為や、胃腸の調子を心配する母親の発言に対応する発言が記載されており、母親の発言に対する応答がないという原告の主張は誤りである。

第2文について、母親が食事を制限できないと述べた記載があること、これについて反省している旨の記載があることは認め、食べ過ぎると嘔吐すると発言したことは否認する。管理者の発言についての記載内容自体は認める。

第2文についても、原告の引用は恣意的で不適切である。母親の発言は「外出の時に伝えていると思いますが、ご飯を食べる量を抑えてもらっていますよね。」との SY 支援員の問い合わせに対する返答として「気をつけていいんですが、どうしても食べさせてしまっていた。今は気をつけています。ご飯を半分にしている。そのかわりにおやつをあげています。それでもほしがるときは、いつもヤクルトを持参していますのでヤクルトをあげています。1本ではないですよ。半分自分で飲んで半分だけあげます。なんか制御するとかわいそうで、いろいろ食べさせてしまっていた。しかし、こちらに帰ってきて嘔吐していると聞いて、逆にあの子を傷つけていたんだなあと反省しました。」と記載されており、母親が施設での嘔吐の事実を聞いて反省している旨の内容となっており（乙7の137頁）、食べ過ぎると嘔吐することを母親が積極的に申告したかのような引用は不適切である。また、一度に食べてしまいゲップをするときに嘔吐してしまうことがあるとの管理者の発言の後には、母親の「はい、そうですね」との発言に引き続き、管理者が「ですので、小鉢に移して一口ずつ食べてもらっています。最近はかけこむのが少なくなってきたため、声かけて少しずつ食べてもらっています。」と発言したことが記載されており、一度に食事をか

き込んでしまうことも改善されつつあることが述べられているにもかかわらず、その前の発言だけを引用するのは不適切である。

エ 同(4)について

第1文について、平成22年4月21日に保護者面談が行われたこと、母親が「落ち着いている時や不安定な時などは、早亭の食べ方で判断できる。以前は、かき込んでご飯を食べるといった事はなかったんですが…」との発言をしたことが面談記録に記載されていることは認め、「以前は」がH入所前という意味であることは否認する。

この部分についても原告の引用は恣意的であり、発言の趣旨に誤解が生じていて不適切である。「以前は、かき込んでご飯を食べることはなかったんですが」という発言に対し、YM職員が「いつ頃からかきこんで食べるようになったのですか?」との質問をしており、これに対し母親は「高校生ぐらいからですかね?それまでは、そのような事は、無かったんですけど…Hに入ってからも一時期ひどい時期がありましたが、それは多分私が、悪いと思います」と、亡早亭が食事をかき込んで食べるようになたのは高校生くらいからであると返答しており、Hに入所する前にはなかったという趣旨の発言は記載されていない(乙7の134頁)。

第2文について、母親が積極的に発言しているとの意見は不知。

第3文について、母親の同発言が記載されていることは認めるが、その趣旨は否認する。「言葉と動作が大事なんですね」との発言は、「大事なんですね」との記載からして、母親がその前のYM職員の発言や説明に対し納得した旨を述べたものと捉えるのが自然であり、言葉と動作から精神状態を理解して欲しいと訴えた趣旨ではないと考えられる。

第4文について、同記載の存在、YM職員が、本人の状態について母親に意見を求めていることは認める。

なお、この後のやりとりとして、亡早亭が自室の鍵をかけてしまうこと

を母親に伝えると、自分で鍵をかけることができることに対し母親と祖母が「へえ～そうなんですか」「知らなかつた」と感心している様子や、最近は服を破ることはないことなどを職員が母親に説明している様子が記載されている（乙7の135頁）。

オ 同(5)について

第1文について、平成24年3月22日の保護者面談を行ったのがHR職員であること、引用された発言が面談記録に記載されていることは認めます。

第2文について、引用された発言が面談記録に記載されていることは認め、亡早亨の精神状態が不安定になることの原因を家族に背負わせたとの主張、母親の指摘に耳を傾ける姿勢がなかったとの主張は否認ないし争う。

HR 職員は、生活リズムを整えることでパニックが少なくなる、すなわち精神が安定するので、生活リズムを崩すような急な外出は控えて欲しい旨伝えているのであり、家族に責任を押しつける趣旨はない。そもそも、面談記録は逐語調ではあるものの、全発言をそのまま記録したものではない。「指摘に耳を傾ける姿勢」があったか否かは、面談記録に記載された発言だけではわからない。さらに、面談記録の記載だけでも、新しい職員だと慣れないのではとの発言の前に「言葉が無い」という発言が記載されており、精神が不安定なことの原因が新しい職員であるとの指摘ではなく、「言葉が無い」つまり発語が少ないとこの原因の可能性を指摘している流れであり、これに対して「誰にでも自分から手をつないでいる」と、亡早亨が新しい職員とでも親しくしていると返答している流れである。

第3文は争う。尿失禁の原因が精神状態が不安定であるとの表れとは面談記録には記載されていない。「今後も、トイレ誘導を促し尿意に繋がる他の要因を、探りつつ継続して支援していきたいです。」との職員の発言に対し「精神状態が安定することで治るのでないか。」との母親の発

言が記載され、これに対し「精神状態だけではないと思います」と職員が答えたことが記載されており、原因が他にもあるとの認識が記載されている。

カ 同(6)について

第1段落について、平成23年9月30日に検討された第6回モニタリング記録用紙（乙7の96頁）に「放尿・失禁は激減している。これは暑くなると多くなる可能性も考えられる。ひどいときはトイレ誘導の合間をぬって少量の失禁を繰り返していた。しかし22年度の夏に薬を調節してからは、以前ほどではなくなった。しかしこれは日によって多いときもあり、本人の状態にもよると思われる。最近は自分でトイレに行く場面も見られるようになり、夜間の夜尿も減っている。今後もトイレ誘導を中心とした支援を続けていきたい。」との記載があることは認める。

第2段落の第1文について、検討日を平成25年3月22日とする第8回モニタリング記録に、「失禁なく、散歩に出かける」との記載、「目標達成となる」との記載があることは認めるが、後述のとおり引用が不適切である。第2文について、平成24年10月、11月のケース記録に複数回の尿失禁が記載されていることは認めるが、「繰り返している」との回数の評価は知らないし争い、亡早亨の精神状態が不安定であったことは争う。第3文について、平成25年1月以降、同3月にも亡早亨の尿失禁があつたことは認め、精神状態が不安定であったことは争う。

「目標達成」との文言について、第8回モニタリングにおいて立てられた目標は「尿失禁なく、散歩に出かける（10回／月以上）」であり、尿失禁なく散歩にでかけることができた回数を月10回以上にすることが目標とされている（乙）。そして、「10月（16回）11月（26回）12月（21回）1月（22回）2月（16回）」と、いずれも10回以上、尿失禁なく散歩にでかけることができたため、目標達成となっている。す

なわち、「目標達成」とは、散歩に出かけた際に尿失禁をすることが1回もなかったという意味ではなく、原告の引用は恣意的で不適切である。

また、平成25年の3月のケース記録（乙10の328頁以下）には尿失禁の回数は減り、食事も落ち着いて食べている様子が記載されている。

(2) 同2 「標準化された対処方法との比較」について

ア 同(1)の第1文は認め、その余は争う。

イ 同(2)の第1文は不知、第2文は趣旨が不明である。

3 第3 「被告のサービス提供が契約上求められているものではなかったこと」
について

第1ないし第3段落に記載の主張はいずれも争う。

以上